

はじめに

人口減少・少子高齢化が進み、地域社会のあり様が変わるなか、社会的孤立や貧困・格差がますます広がり、「8050問題」や「ダブルケア」等、地域生活課題の複雑化・多様化等の課題が顕在化しています。

これらの状況に対応するため、国では「地域共生社会の実現」に向けた改正社会福祉法が令和3年4月より施行され、「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制づくりが進められています。

コロナ禍で顕在化・深刻化した社会的孤立や生活困窮等の課題に対して、全国の社会福祉協議会で生活福祉資金の特例貸付等により多様な相談・生活支援を行いました。改めて暮らしを支える公的なセーフティネットのあり方が問われています。

福祉・介護現場ではコロナ禍での「3密防止」の徹底等、感染対策に苦慮しながら福祉サービス提供が行われています。また、地域では、民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手不足と相まって、見守りや支え合い活動の停滞が危惧され、新たなつながりがづくりが課題となっています。

このような情勢を背景に、福祉目標である「小さなまちの大きなおうち～ふれあい語りあい ささえあいの地域（まち）づくり～」の実現に向け、令和4年度の事業を推進します。

事業方針

- 1) 播磨町の包括的な支援体制づくりへの参画と協働
- 2) 地域での住民による協議の場づくりと小地域福祉活動の推進
- 3) 在宅生活を支えるサービスの提供

重点目標

1. 播磨町においても、複雑化・複合化している地域生活課題を把握しながら、「地域共生社会」を実現するための「地域福祉計画」を策定することとなり、令和4年度には策定のための準備が始まる。当会としても準備段階より参画し、民間の立場で住民の皆さんとともに地域福祉を推進する団体として、当会の役割や取り組みをきき目を明確にし、計画的に進めるための地域福祉推進計画の策定につなげていきます。
2. 住民の皆さんにとって一番身近な生活圏域である自治会での見守り、支え合いに取り組む「支え合い連絡会」の設置に向け、働きかけを行うとともに、取り組みを始めた「支え合い連絡会」活動を支援します。また、コミセンを単位とした地域課題等について協議する場に取り組み、住民の皆さんとともに福祉力のある播磨町を目指します。
3. 住民の皆さんを会員とする社会福祉協議会として、会員が住み慣れた家・地域での生活が継続できるよう、法令を遵守し、介護・障害福祉サービスを提供し、支援します。また、そのサービスの質の向上に努めます。

事業計画

〔I〕 在宅福祉活動

※ 表内 ★印=受託事業 ☆=町との共同事業 ◎=新規事業

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅高齢者 地域生活支援 サービス	見守り給食サービスの実施	2,392 千円	S55.7	地域在宅高齢者の栄養と健康面の改善を図るとともに地域との交流を深め、在宅高齢者や見守りが必要な世帯の福祉の推進を図る。
	事業内容	毎週木曜日の夕食の配食(年末、年始・祝日・8月以外)。利用者負担 200 円 ①町内に子どもが居住していない 70 歳以上のひとり暮らしの方 ②身障手帳 3 級以上をもっている方がいる高齢者世帯の方 ③夫婦の年齢が合わせて 160 歳を超える高齢者夫婦世帯の方 ④その他、特別な理由があり、運営委員会で認められた場合		
	年次目標	利用者が一定数に停滞しているため、地域住民や関係者に利用の周知していく。また、利用対象者の見直しも視野に入れ今後の事業を検討する。		
	福祉機器の貸出事業	50 千円	H25.4	播磨町に在住する者に対し福祉機器を貸出すことにより、在宅福祉の向上に寄与する。
事業内容	播磨町に在住で、本会の福祉機器が日常生活において必要な方を対象に、車いす・ポータブルトイレを貸出する。ただし、他のサービスを受けることができる方は対象外とする。			
年次目標	急な体調の変化等に速やかな対応し、在宅生活を支援するとともに、長期の利用が必要な方については、相談に応じ、公的サービスの活用等により継続的に利用できるよう支援する。			
在宅障害者 地域生活支援 サービス	移送事業	882 千円	H9.4	町内に在住する身体の不自由な高齢者および障害者等、家庭で移送手段を確保するのが困難である方に、医療・保健・福祉の利用の便を図り、在宅福祉の向上に寄与する。
	事業内容	車椅子を使用するおおよび 65 歳以上の高齢者および身体障害者(児)で、心身の状態により他の交通機関の利用が困難で、家庭等で移送手段の確保が困難な方を対象に、リフト付車輦で病院への通院や入院・福祉施設への入退所等の送迎を行う。		
	年次目標	引き続き感染症防止対策を行いながら、安心・安全な運行を行いながら、事業体制の今後の見直しを図る。		
	事業名	事業費	事業開始	事業目的

★要約筆記記者派遣 事業の受託	182 千円	H13.4	中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合に出席する場合に要約筆記者を派遣することにより、意思伝達の手段を確保し、もって難聴者等の福祉の増進に資する。
事業内容	登録している難聴者等が公的機関、学校や医療機関等での複雑な会話が必要とする場合や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合に登録筆記者を派遣。 対象者＝町内に居住する18歳以上の身体障害者手帳所持者で、要約筆記を必要とする者。		
年次目標	難聴者等への事業の周知を図り、利用を促進する。		
★手話通訳者派遣 事業の受託	260 千円	H15.4	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者等の家庭生活並びに社会生活における情報収集やコミュニケーションを円滑に行い、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図る。
事業内容	派遣内容＝公的機関への各種申請や、届出・相談時や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合、そして権利や義務に関わる重要な用件等の場合に派遣する。 対象者＝町内に居住または、勤務する18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等。		
年次目標	関係機関と協力し、利用者に関する情報について通訳者と共に共有に努め、現状把握と課題改善を図る。		
★声の広報事業の 受託	185 千円	H14.4	視覚障害者に対し、広報録音CD等を配布することにより、より多くの情報を得ることができ、もって視覚障害者の社会参加の促進に資する。
事業内容	朗読ボランティア「のぎく」により、毎月発行される町広報、社協だよりなどの内容をCDに録音した上、郵送し、情報を提供する。		
年次目標	視覚障がい者が困難に感じることがあることから、朗読ボランティアグループと共に適切な情報提供を行う。		
★手話奉仕員養成 事業の受託	298 千円	H17.6	手話通訳奉仕員の登録者を増員し、聴覚障害者の利便性を図り、社会参加を推進する。
事業内容	令和3年度の入門講座に続き、手話の基礎的な技術について学習する基礎講座を高砂市社会福祉協議会と合同開催する。		
年次目標	対象者に受講を呼びかけ、通訳者の拡充につながるよう講師と連携をとり継続的な参加をはたらかける。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
その他生活支援活動	☆ 自立日常生活支援事業 (兵庫県協受託事業)	1,619 千円	H12.4	判断能力に不安がある高齢者・知的障害者・精神障害者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、または福祉サービスの利用に要する費用の支払い等の援助を行い、在宅生活を支援する。
	事業内容	専門員が策定する支援計画に基づき、生活支援員が訪問し支援する。 ①福祉サービスを利用できるようにお手伝い ②生活に必要なお金の管理のお手伝い ③通帳や書類などのお預かり		
	年次目標	社会的に孤立している利用者が目立つようになり、この事業を利用して福祉サービスを利用しながら社会とのつながりを再構築する支援が増加しつつある。生活の見守りや金銭管理を通じて、本人らしく生活できる環境を整えることを目指す。		
	★権利擁護支援事業	789 千円	H25.4	高齢者・障害者等への虐待及びその他の権利侵害の防止策や権利を守るための支援策など権利擁護に関する課題等について検討し、権利擁護の意識に満ちたまちづくりを推進する。
事業内容	虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ、権利擁護の意識の醸成を行うとともに、見守りや権利擁護支援が必要な人々が地域で安心して暮らせるように権利擁護支援員等の人材の養成や養成した人材を活用するための地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。			
年次目標	成年後見・虐待・消費被害をテーマとした講演会や研修会を開催し、住民や福祉専門職の一人一人の権利擁護意識を高め、人々が地域でいっつも安心して暮らすことができるように啓発活動と支援に取り組む			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
児童福祉活動	おもちゃルーム きらきらの開設	100 千円	H 4. 8	おもちゃを使っての遊びの楽しさ・おもしろさの中から、子どもの自発性や創造性を育てるとともに、感覚・運動機能の発達を促進し、あわせて、障害児・健常児の別なく、子ども・親・ボランティア等のふれあいの場を提供し、子どもの健全育成を図る。
	事業内容	小学校低学年までの子どもと親を対象に、毎月第1木曜日と第3土曜日の10時から12時の間、福祉会館において開催。運営はボランティアグループ『トウインクル』の協力による。		
	年次目標	ボランティアグループ「トウインクル」と協働して30年にわたり開催してきたが、4月をもって事業を終了することとしたい。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
地域福祉活動	ふれあい ・いきいきサロン 事業	3,173 千円	H13.5	ひとりぐらしや虚弱な高齢者が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいで孤立感の解消、心身機能の向上を図るとともに、地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを自らの手で推進する。
	事業内容	自治会を実施主体に、自治会館等、参加者が歩いていける場所を会場に、参加者とボランティアが一緒に内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。		
	年次目標	利用対象は、おおむね 65 歳以上の高齢者とするが、開催頻度も含め、実施主体ごとに設定していく。 感染対策をしながらの運営方法や、また自粛による参加者離れなどの課題をふまえて、サロンの運営者の思いを受け止め情報提供等に努めるとともに、個々のサロンが抱える課題について運営者の方々とともに考え支援していく。		
	くらしサポート事業	30 千円	H18.11	住民の参加と協力を得て、支援を必要とする高齢者や障がい者等に対し、生活援助等を有償で行うことにより在宅福祉の増進を図るとともに、住民相互の助け合いを推進することを目的とする。
	事業内容	家事の手伝いや外出時の見守り、話し相手等、日常生活を営む上での支援を受けたたい人（利用会員）と支援をしたい人（提供会員）に会員登録していただき、利用会員から支援の依頼を受けた場合に、活動できる提供会員を紹介し会員同士をつなぐ。		
	年次目標	利用会員と提供会員、双方の思いをしっかりと受け止め、両者が心地よく活動ができるようにつなぐ。		
	★生活支援体制整備事業 生活支援 コーディネーター業務	5,200 千円	H28.10	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。
	事業内容	① 生活支援・介護予防サービスのコーディネーター等 ② サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 ③ 社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、シニアクラブ等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための協議体の運営に関する業務		
	年次目標	・住民にとつての日常・暮らしの基盤である自治会単位で自分たちの地域の状況を把握し、見守りや情報交換を行いたいがら見えてきた課題等について話し合う場である「支え合い連絡会」への設置に向けた啓発・働きかけを引き続き行っていく。 ・「わくわく地域づくり塾」の開催を経て話し合いの場を持っている野添コミセン区、及び南部コミセン区の会を継続する。参加している人が思いを語り合うことができたり、互いに受け止め合うことができる場づくりを側面から、住民の皆さん自身の主体性を大事に支援を進めていく。		

	★生活支援 サポーター研修事業	229 千円	H28.10	地域の高齢者を支えるしくみづくりと住民主体の支えあい活動の担い手を養成する。
	事業内容	超高齢社会の現状や制度、高齢者とのコミュニケーションのツツや認知症についての理解を深め、高齢者の介護予防や生活支援に関わる基礎知識を学ぶ生活支援サポーター養成研修を開催。		
	年次目標	これから、高齢者の日常的な生活支援に力を発揮していただけたら、研修を通して知識を得るだけでなく、仲間づくりの場としても捉え、個の活動と団体の発足も視野に入れ実施する。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
生 き が い 創 り 活 動	喜寿お祝い写真 贈呈事業	192 千円	H10.9	老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈する。
	事業内容	9月1日現在、数え年77歳の方を対象に希望を募り、撮影を行い、写真を贈呈する。		
	年次目標	敬老月間の事業である9月に、数え年77歳を迎える方に、1人でも多くの人に応募いただけるよう、広報に努める。		
	★は つ ら つ 広 場 事 業	2,814 千円	H18.4	介護保険法の地域支援事業における地域介護予防活動支援事業を実施することによって、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりや住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めるとともに、生きがいや役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防の推進に寄与することを目的とする。
事業内容	町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で認定を受けている方も参加可*要相談）を対象に、地域のコミュニケーションを会場に、①体操 ②レクリエーションを参加者とスタッフやボランティアでつくる介護予防と仲間作りの教室。1人あたりの利用料は、週1回。利用料100円/回			
年次目標	利用者に地域の居場所を提供できるよう事業を実施する。来年度の事業実施の形態を行政と検討していく。			

〔Ⅱ〕 ボランティア活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
学習機会の提供	養成講座の開催事業	—	S58.9	広く一般に呼びかけ、養成講座を開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。
	事業内容	要約筆記啓発講座、点訳ボランティア養成講座などの実施		
	年次目標	新たな活動者の学習の機会づくりと啓発を兼ねて実施する。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
	ボランティア連絡会、各ボランティアグループの支援	—	S58.9	ボランティア連絡会や各ボランティアグループを支援し、各グループ間の交流や、ネットワークを構築する。
	事業内容	ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動費助成・研修会や活動に関する情報提供、日々の活動に関する困りごとなどへの助言を行う。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
	ボランティア情報誌発行事業	—	S58.9	情報誌で、広く住民に情報を提供し、ボランティア活動を身近で気軽なものにする。
	事業内容	「みてみて」発行 1回/年 住民の皆さんのボランティア活動への興味関心を高めることができれば、町内でのボランティア活動の様子を中心に取り上げつつ、幅広い年齢層が読みやすい誌面づくりを行う。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
	コーディネート事業	—	S58.9	活動希望者と活動先の需給調整、登録
	事業内容	ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋を行う。また、登録者に対しボランティア災害共済の加入を促進し、安心して活動ができるようにサポートする。		
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
	年次目標	活動希望者と地域のニーズを円滑につなぐことができれば、双方の情報収集に努める。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
災害時支援活動	災害時ボランティア啓発事業	—	H27.4	災害時のボランティア活動に関する知識や技術を伝えることで、災害ボランティアセンターや福祉避難所の開設に至った際のボランティア支援の機運を高める。
	事業内容	広報等における災害時ボランティアに関する情報の周知や、町外での災害時支援活動等を含む知識習得の機会をつくる。		
	年次目標	災害時に多くのボランティア活動支援が得られるように、意識啓発を図る研修会等の開催を通して必要な際に迅速に協力を依頼できるよう活動希望者の把握を行う。		

〔Ⅲ〕 一般福祉活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
当事者組織への支援活動	各種団体への助成	315千円	—	各種団体・当事者組織に助成をし、自主的な活動の支援を行なう。
	事業内容	各種団体・当事者組織の事業計画に基づき申請により助成する。また、活動の支援を行う。		
	年次目標			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
福祉学習活動	福祉学習指定校の指定	100千円	S62.4	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的とする。
	事業内容	小中学校 計6校を対象に助成し、福祉学習に関する授業等の取り組みを支援する。		
	年次目標	学校における持続可能な福祉学習の実施について、各校の担当者や関係機関、ボランティアグループ等の協力体制づくりを目指しはたらきかけていく。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
啓発・広報活動	社協だよりの発行	1,241千円	S44.6	社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を、住民に提供し、地域福祉の向上を図る。
	事業内容	社協だよりの発行 『ゆう&あい』の毎月24日発行。		

年次目標	社協の情報発信の大切な媒体であり、各部署・各事業の紹介をはじめ社協の取り組みや地域の情報を発信していく。		
ホームページの開設	185 千円	H10.4	広範囲な人を対象に、当社協の活動を周知するとともに、情勢に即応した新しい情報をタイムリーに発信し、福祉の向上を図る。
事業内容	インターネットを使い、各部署が最新の情報を発信する。 Eメールを活用し、双方向の情報交換を行う。		
年次目標	社協だよりと同様に、社協の情報発信の大切な媒体であり、ホームページの特性を活かし、タイムリーな情報発信を行う。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
相談所の開設	心配ごと相談所の開設	200 千円	S37.1	広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行って、地域住民の福祉の増進を図る。
	事業内容	毎週火曜日 13時から16時の3時間、福祉しあわせセンターにおいて、定期相談員8名により、住民より生活上の相談を受け、助言・援助を行なう。		
	年次目標	民生委員・児童委員協議会と協働し、どこへ相談に行けばよいか悩まれている住民の方に利用いただけるよう相談窓口を目指していく。		
	法律相談所の開設	328 千円	H9.6	心配ごと相談の一環として実施し、相談内容が多種多様化する中、法律的な助言・援助が必要とする相談の問題解決能力を高める。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第1火曜日の13時30分から15時30分の2時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士を派遣してもらい相談を実施する。 実施にあたっては、心配ごと相談を受けてもらい、問題解決上必要と判断した場合に予約とする。 			
年次目標	心配ごと相談では解決できない専門相談として、また、成年後見制度の専門相談窓口として、法律相談を有効活用していただけるよう広報活動に努める。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
資金の貸付	生活福祉資金の貸付 (兵庫県社協受託事業)	—	S34.4	低所得・高齢者・障害者などで一時的に困窮している世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長および社会参加の促進を図る。
	事業内容	対象：①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯 ④生活保護世帯 資金の種類：①福祉資金 ②教育支援資金(教育支援費・就学支援費) ③総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) ④臨時特例つなぎ資金 ⑤不動産担保型生活資金 ⑥要保護世帯向け不動産担保型生活資金		

年次目標	度重なる延長となったコロナ特例貸付について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けている世帯の支援を行うとともに、償還支援を通じて、生活課題を抱える世帯の支援を行う。		
特別支援資金の貸付	500 千円	S35.9	生活保護法にいう被保護者、要保護者の世帯または低所得者層と思われれる世帯が、生活上または医療上等で緊急な支出を必要とする時のつなぎ資金として貸付ける。
事業内容	対象：生活保護法にいう被保護者、要保護者の世帯または低所得者層と思われれる世帯 貸付限度額：50,000円 償還期間：12ヶ月以内		
年次目標	生活福祉資金と同様に、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
募金活動	社協会費	4,067 千円	S58.6	社協会員制を敷き、趣旨に賛同する会員を募集し、その会費を自主財源として事業を推進する。
	事業内容	普通会費 1 戸 500 円 特別会費 5,000 円 とし、7 月より集金。		
	年次目標	社協活動への理解を深めてもらえるような広報等に努め、多くの方に賛同していただけるように取り組んでいく。		
	共同募金	2,433 千円	—	住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが主体的に参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県共同募金会播磨町共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金運動への協力。 配分金を地域福祉推進のために有効に活用する。 			
年次目標	配分金を計画的かつ有効に地域福祉活動に活用するとともに、募金が播磨町の福祉の向上に活用されていることを広報する。			
歳末募金	1,165 千円	S26.12	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができよう、住民の参加や理解を得て、福祉活動を展開する。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や職域に募金の募集を行い、配分委員会で審議の後、民生委員を通じて対象世帯にお見舞金を届ける。 			
年次目標	募金に協力していただけるよう啓発・広報していく。地域の自治会や団体・グループなど広い層で活用していただく。			

善 意	行	千円	S38.8	地域住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与する。
事業内容	・金銭による預託を受け入れる。 ・預託された金銭により、老人福祉・児童福祉・低所得者世帯福祉・地域福祉活動等に払出を行う。			
年次目標	地域住民の善意を生かせるよう運営を行う			

[IV] ★地域包括支援センター

事業費	事業開始	事業目的
63,950 千円	H18.4	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括ケアを実現する。
事業名	具体的な内容	
総合相談支援	①地域や関係機関等からの情報収集による対象の実態把握を行う。 ②初期段階での相談対応や継続的・専門的な総合相談支援を行う。	
権利擁護	①成年後見制度の円滑な利用に向けた支援を行う。 ②高齢者虐待対応をマニュアルに沿って速やかな虐待対応を行う。 ③地域で活動する支援者の後方支援を行うことで安心・安全なまちづくりを進める。	
包括的・継続的 ケアマネジメント	①地域の介護支援専門員等の業務の円滑な実施への支援を行う。 ②地域の介護支援専門員等の資質向上を図るための研修や情報提供を行う。	
介護予防ケアマネジメント	①基本チェックリストを実施し、対象者の心身の状況に応じた適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう 支援する。	
多職種協働による地域包括 支援ネットワークの構築	①困難ケースに対して地域ケア個別会議を開催し、多職種協働体制を構築する。 ②自立支援型地域ケア個別会議を開催し、ケアマネジャーが自立に資したケアプランが作成できるように支援する。	
指定介護予防支援	①予防給付に関するケアプランの作成、サービス提供、モニタリング、給付管理を行う。	
認知症総合支援	① 認知症地域支援推進員を配置し、相談支援体制を築くとともに、一般向け・従事者向け講演会等を開催し、認知症であつても住み慣れた地域で暮らせる体制の構築を図る。	
その他	①地域住民や関係機関に働きかけ、相談窓口としての周知度を高める。 ②シニア元氣アップ出前講座等を行い、介護予防活動を支援する。	

年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・医療や福祉関係機関、民生委員・児童委員・児童委員・協賛により、地域課題の早期発見・解決に向けた取り組みを強化する。 ・権利擁護に関する講演会や出張相談会を実施する。 ・認知症に関する講演会および従事者向け研修を実施するとともに、認知症カフェや当事者・家族の居場所づくりの支援を行う。 ・介護支援ボランティアや認知症サポーターの養成を行い、それらの担い手の活動支援を行う。 ・住民主体の通いの場において、機能評価を行なうと共にフレイル予防に働きかけ、住民の介護予防が効果的になれるよう支援する。 ・多職種参加による自立支援型地域ケア会議と困難ケースにおける個別地域ケア会議を開催し、自立支援に向けたケアマネジメントの向上・定着化を図り、地域包括ケア体制構築のための提言を行う。 ・関係機関と連携し、地域での見守り・支え合い活動を含めた地域包括支援ネットワークの構築を図る。
------	--

[V] ゆうあい園運営事業

事業費	事業開始	事業目的
40,234 千円	S58.5 H21.4 R3.4	(就労継続支援 B 型) 就労や生産活動の機会を提供するとともに、創作活動や余暇活動を通じて、楽しく、潤いのある日中生活をj提供する。また一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者には、一般就労等への移行に向けて支援する。 (生活介護) 創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、身体機能の維持向上、生活能力の向上、生活の改善のために必要なサービスを提供し支援する。 (短期入所) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護や必要な支援を行う。
方針	関係市町、地域の保健・医療・福祉・福祉サービス機関と連携を図り、適正かつきめの細かな就労継続支援 B 型、生活介護、短期入所の各サービスを提供する。	
年次計画		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族のニーズを確認しながら個別支援計画の作成・見直しを行い、利用者の将来・未来の自己実現につながるようなきめ細かな支援に努めます。 ・新規軽作業の開拓をすすめ、個人の適性に合った作業の充実を努めます。またコロナ禍においては従来と違った自主生産品の販売ルートの開拓が必須であり、参画している「東播磨障害者施設ネットワーク」での活動も含めて検討していきます。 ・季節の行事や園内外活動に利用者の希望を反映させて、楽しみや潤いのある日中活動を提供します。また利用者の創作活動に力を入れ、コミセンなどでの作品展示につなげます。 ・家族・関係機関・ボランティア等と連携し、利用者が地域で安心して暮らせるように支援します。新施設周辺の地域活動にもできることから参加させていただき、ゆうあい園も地域の一員として地域との関りを大切にします。 ・受け入れ可能な利用者人員について広く情報を発信して、新規利用者確保を目指します。 ・感染症等に対する知識を高めて施設内環境を整備しつつ、基本的な感染対策を徹底して行います。利用者には随時の手洗い、手指消毒の徹底のため声掛けや促しをして感染症予防に努めます。 ・開始から半年が経過した短期入所事業については、4年度は対象者を段階的に拡大していき、各関係機関へ情報提供を行って利用率向上に繋げていきます。

[VI] 介護保険事業

区分	事業名	事業開始	事業目的
ホームヘルパー ステーション	介護保険事業	H12.4	総事業費 20,855 千円
	方針		サービスの質を確保しながら効率の良い供給体制を確立し、利用者側にとって運営することを基本方針とし、職員の資質向上を目指し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。
	年次計画		事業所の根幹である高齢者・障害者の方へのサービスの提供し、安全安心に自立した生活を支援するとともに、近年、播磨町からの依頼が増えつつある養育支援訪問事業や産後サポート事業にも対応し、職員が一丸となって、育児・子育て支援にも取り組んでいきたい
	障害者総合支援法に基づく居宅介護事業	H18.4	身体障害者(児)・知的障害者(児)に対し、自立と社会参加を促進するために、適正な居宅介護を提供する。
	内容		対象者：身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者 内容：①身体介護に関すること ②家事に関すること ③外出時における介護
	★播磨町養育支援訪問事業	H21.12	児童の養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、育児や家事等の援助を行うことにより、家庭における安定した児童の養育の実現に寄与する。
	内容		対象者：養育支援が必要な家庭の児童及びその養育者 内容：ホームヘルパーによる育児・家事等援助
	★播磨町産後サポート事業	H29.5	産後の母子に対してヘルパーを派遣を実施することで、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。
	内容		対象者：家族等から十分な家事または育児等の援助が受けられない産後1年未満の者 産後に心身の不調または育児不安等がある者 内容：ホームヘルパーによる育児・家事等援助

デイサービスセンター	介護保険事業及び 共生型生活介護事業	H12.4	総事業費 92,890千円
方針	<p>サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となって、「明るく優しく元気よく丁寧に」事業運営に当たることが基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指すとして、合わせて対人援助のマネーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づき適正な通所介護ならびに第一号通所事業（町の総合事業の中の通所事業）を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。</p>	H12.4	<p>サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となって、「明るく優しく元気よく丁寧に」事業運営に当たることが基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指すとして、合わせて対人援助のマネーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づき適正な通所介護ならびに第一号通所事業（町の総合事業の中の通所事業）を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。</p>
年次計画	<p>① 利用者の生活自立の助長と安心・安全な生活の質の保持と向上のため、本人・家族・介護者との対話を大切にして、心身の状態把握と意向・希望を聴き取り、ニーズ把握に努める。</p> <p>② 把握したニーズ、状態に応じたサービス提供のため、ニーズを踏まえた通所介護計画を作成して、定期的また必要に応じた見直しを行いサービス提供を行う。</p> <p>③ 通所介護計画の作成に当たっては、担当ケアマネジャー立案のケアプランに即すること、また必要時のプランの変更の提案を行い、毎日のミーティング等を通じて、評価・見直しを行っていく。</p> <p>④ 介護支援専門員が召集するサービス担当者会議へ積極的に参加して、本人・家族、ケアマネジャー、各サービス提供事業所との連携協力の下、本人の安定した生活向上に寄与するようサービス提供するに努める。</p> <p>⑤ 春及び秋に予定されている大規模改修時、サービス提供の一定期間の休止もしくは違った形式で限定的なサービス提供を行うことになる為、利用者への不利益が最小限に抑えられるように内容の検討を行い実施していくこととする。</p> <p>⑥ 災害及び感染症に関する事業継続計画の策定運用、又認知症対応力向上、虐待及び身体拘束の防止、ハラスメント対策について、その指針を定め、事業所として職員への周知を図り、それぞれについて職員への研修を行い、知識・見識を深め、技術の向上に努めることとする。</p>	H18.4	<p>社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびにご利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減をはかるため、身体障害者に対し、適正なサービスを提供する。</p>
★障害児日中一時（生活介護型）支援事業	<p>対象者：町内に在住する18歳以下の身体障害者</p> <p>内容：①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（介護相談）④日常動作訓練（機能訓練・レクリエーション）⑤静養 ⑥健康チェック ⑦送迎 ⑧排泄援助</p>	H12.4	<p>身体障害者の介護を行う者の疾病その他の理由等により、障害者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、宿泊や介護を受けることにより、居宅の障害者およびその家族の福祉の向上を図る。</p>

内容	対象者：町内に在住する在宅の障害者 利用期間：7日以内	
介護保険事業	H12.4	総事業費 21,884千円
方針	<p>要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれていた環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービス適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。</p> <p>特定事業所加算を取得したため、取得要件でもある以下の取り組みの充実を図るとともに、事業の継続・効率化に努めます。</p> <p>① 業務マニュアル等の整備を行い、ケアマネジメントの基本を各職員が押さえるとともに、特定事業所加算に相応しい地域の支援も図れる事業所を目指す。</p> <p>② 主任介護支援専門員の資格取得や更新を職員に推奨し、計画的な研修や他法人と合同研修を行わないケアマネジメントの質の向上と中立公正に努める。</p> <p>③ 事例検討を適宜行ない、困難事例にも対応できる職員を育成する。</p> <p>④ 令和3年度の介護保険改正における事業所に求められる「感染症や災害対策の強化」「事業継続計画」「テクノロジーの活用・業務の効率化」などへの対応検討を行い、順次対応を図る。</p> <p>⑤ 利用者や家族の急な依頼への対応を行なえるように引き続き連絡体制を確保する。</p> <p>① 行政、地域包括支援センター、サービス事業所、医療機関などの関係機関との連携を強化する。</p>	

〔VII〕 公益事業

事業名	事業費	事業開始
★福祉しあわせセンターの受託運営	6,627千円	H12.2
・指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。		

〔VIII〕 地域福祉推進計画

事業名	事業費	事業開始	事業目的
第5次地域福祉推進計画の推進	1,230千円	R3.4	住民同士がお互いに関心を寄せ合い、声をかけ合うことで「助けて」と言える関係性を構築していただけるように、見守り・支え合い活動を組織的・継続的に取り組みめるよう推進する。

活動内容 身近な暮らしのエリアの中で、互いに見守り・支え合えるつながりづくり

- ① 自治会エリアでの見守りと支え合い活動の基盤となる「支え合い連絡会」の設置を勧めます。
- ② コミュニティセンターエリアでのつながりと支え合い活動の仕組み「支え合いネットワーク会議（仮称）」の設置を目指します。
- ③ 地域での見守り、支え合い活動をしつかりと支援できる社会福祉協議会を目指します。
- ④ 播磨町が令和5年度に策定予定の地域福祉計画と連携・連動するために、播磨町と協働しながら次期計画策定のための準備に取り組む。